

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 都が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。	区								○優良な賃貸住宅の供給計画の認定等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○					○	○都が公募・補助主体となる特定優良賃貸住宅（都民住宅・都市型民間賃貸住宅）については、平成18年度をもって供給（募集）を終了しており、現在は管理のみを行っている。 ○また、現在、民間活用型都民住宅は、空家やオーナーの経営問題等から、都において制度の再構築を図っているところであり、今後も都が実態を把握した上で主体的に対応すべきものとする。 よって、当該事務は、引き続き都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都が事業者を募集した住宅に係るもの	
担当		都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	チェック	
			理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	チェック	
		○	理由 都が自ら認定し、補助していることから、認定事項等については、引き続き都が管理することが効率的である。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック	
			理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック	
			理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	チェック	
			理由
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	チェック		
		理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。	チェック		
	○	理由 用途廃止要件の緩和を国へ求めており、制度改善を図っている。	

＜ 考え方 ＞

○都が公募・補助主体となる特定優良賃貸住宅（都民住宅・都市型民間賃貸住宅）については、平成18年度をもって供給（募集）を終了しており、現在は管理のみを行っている。

○また、現在、民間活用型都民住宅は、空家やオーナーの経営問題等から、都において制度の再構築を図っているところであり、今後も都が実態を把握した上で主体的に対応すべきものとする。

よって、当該事務は、引き続き都に残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都が事業者を募集した住宅に係るもの		＜ 考え方 ＞ ○中堅所得者に対し優良な賃貸住宅の供給の拡大を図るために、賃貸住宅の建設及び管理に関する計画の認定等を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、特別区の住宅施策との整合等地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。 ○住民に身近な特別区が地域特性を踏まえながら、供給計画の認定などに関する事務を担うことで、よりきめ細やかな対応が期待できる。 ○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。						
担当局		都市整備局								
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由									
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。										
チェック	理由									
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。										
チェック	理由									
(7) その他特段の事情があるかどうか。										
チェック	理由									
				<table><tr><td colspan="3">総合評価</td></tr><tr><td>都</td><td>区</td><td>保</td></tr></table>	総合評価			都	区	保
総合評価										
都	区	保								

検討対象事務の内容

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名	都が事業者を募集した住宅に係るもの	
担当	都市整備局	
事務の内容	(事務の概要) 特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、供給計画の認定等を行う。 (主な事務内容) ・供給計画の認定(法第3条) ・供給計画の変更の認定(法第5条) ・住宅の建設又は管理の状況についての報告の徴収(法第8条) ・認定事業者の地位の承継の承認(法第9条) ・認定事業者に対する改善命令(法第10条) ・供給計画の認定の取消し(法第11条)	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無	
	(その他) ・標記の事務は、都道府県知事の権限に属するものであるが、指定都市、中核市においては、当該市の長が行うこととされている(法第19条)。 また、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第11条により市町村が作成した地域住宅計画に記載し、同法施行令第3条の同意の手続を経れば、知事の権限に属する事務を当該市町村の長が行うことができる。 ※地域住宅計画 地方公共団体は、その区域について、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画を作成することができる。(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条)	

(都における事務処理の状況)	
・区部に係る処理件数(平成18年度)	
供給計画の認定	2 件
供給計画の変更の認定	10 件
報告の徴収	0 件
地位の承継の承認	54 件
改善命令	0 件
供給計画の認定の取消し	4 件

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
2 区が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの	特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。	区								○優良な賃貸住宅の供給計画の認定等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都			△					○良質な住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的な観点が必要とされるが、一方で、住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になることにより、これら双方の観点から地域の実情に応じて事務処理を行うことが可能となる。 ○住宅整備に関する専門知識が必要であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保も容易になる。 よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 33 中区分 2 小区分 (1)

事業名	区が事業者を募集した住宅に係るもの		< 考え方 > ○良質な住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的な観点が必要とされるが、一方で、住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になることにより、これら双方の観点から地域の実情に応じて事務処理を行うことが可能となる。 ○住宅整備に関する専門知識が必要であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保も容易になる。 よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討する。
担当	都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由：	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由：	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由：現状では事務処理の体制について各区ばらつきがあり、専門的な観点から当該事務を処理することが困難な場合が多い。したがって、当該事務の移管については、専門知識を有する職員（建築職）が確保されることを前提とすべきである。	
	評価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由：	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック		理由：	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック		理由：	
価		(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由：	

総合評価		
都	区	保

〔区〕

④

事業名		区が事業者を募集した住宅に係るもの	
担当局		都市整備局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		＜ 考え方 ＞ ○中堅所得者に対し優良な賃貸住宅の供給の拡大を図るために、賃貸住宅の建設及び管理に関する計画の認定等を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、特別区の住宅施策との整合等地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。 ○住民に身近な特別区が地域特性を踏まえながら、供給計画の認定などに関する事務を担うことで、よりきめ細やかな対応が期待できる。 ○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 33 中区分 2 小区分 (1)

事業名

担当

区が事業者を募集した住宅に係るもの

都市整備局

事務内容

(事務の概要)

特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、供給計画の認定等を行う。

(主な事務内容)

・供給計画の認定(法第3条)

・供給計画の変更の認定(法第5条)

・住宅の建設又は管理の状況についての報告の徴収(法第8条)

・認定事業者の地位の承継の承認(法第9条)

・認定事業者に対する改善命令(法第10条)

・供給計画の認定の取消し(法第11条)

(特別区における事務処理の状況)

・標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。

(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無

(その他)

・標記の事務は、都道府県知事の権限に属するものであるが、指定都市、中核市においては、当該市の長が行うこととされている(法第19条)。

また、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第11条により市町村が作成した地域住宅計画に記載し、同法施行令第3条の同意の手続を経れば、知事の権限に属する事務を当該市町村の長が行うことができる。

※地域住宅計画

地方公共団体は、その区域について、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画を作成することができる。(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条)

(都における事務処理の状況)

・区部に係る処理件数(平成18年度)

供給計画の認定	0 件
供給計画の変更の認定	0 件
報告の徴収	0 件
地位の承継の承認	7 件
改善命令	0 件
供給計画の認定の取消し	0 件

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

37 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務											
(1) 高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務	高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。	区								○高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都			△					○良質な高齢者向け住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的な観点が必要とされるが、一方で、住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になることにより、これら双方の観点から地域の実情に応じて事務処理を行うことが可能となる。 ○住宅整備に関する専門知識が必要であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保も容易になる。 よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 37 中区分 1 小区分 (1)

事業名		高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○良質な高齢者向け住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的な観点が必要とされるが、一方で、住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になることにより、これら双方の観点から地域の実情に応じて事務処理を行うことが可能となる。 ○住宅整備に関する専門知識が必要であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保も容易になる。 よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討する。
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由：		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由：		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由：現状では事務処理の体制について各区ばらつきがあり、専門的な観点から当該事務を処理することが困難な場合が多い。したがって、当該事務の移管については、専門知識を有する職員（建築職）が確保されることを前提とすべきである。		
	△			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由：			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由：		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由：		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
	価			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

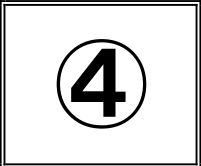
4

大区分 37 中区分 1 小区分 (1)

事業名		高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、賃貸住宅の整備及び管理に関する計画の認定などを行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。現在、特別区は供給計画の認定申請等の経由事務を実施しているが、特別区の高齢者施策や住宅施策との整合等、地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。 ○住民に身近で地域の実情を把握している特別区が担うことで、高齢者や地域の福祉施策との連携が不可欠である住宅施策について、地域特性を踏まえた、よりきめ細やかな対応が期待できる。 ○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。
担当局		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 37 中区分 1 小区分 (1)

事業名

高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務

担当

都市整備局

事務内容

(事務の概要)

高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、供給計画の認定等を行う。

(主な事務内容)

・供給計画の認定(法第31条)

・供給計画の変更の認定(法第33条)

・住宅の目的外使用の承認(法第36条)

・住宅の整備又は管理の状況についての報告の徴収(法第37条)

・認定事業者の地位の承継の承認(法第38条)

・認定事業者に対する改善命令、供給計画の認定の取消し(法第39条、第40条)

(特別区における事務処理の状況)

・上記の事務に関しては、区を経由して申請・通知等を行っている。
(東京都高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業実施要領による)

(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無

(その他)

・標記の事務は、指定都市、中核市においては、当該市の長が行うこととされている。(法第90条)
また、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」第11条により市町村が作成した地域住宅計画に記載すれば、知事の権限に属する事務を当該市町村の長が行うことができる。

(都における事務処理の状況)

・高齢者向け優良賃貸住宅 506戸(平成20年3月31日現在)

・区部に係る処理件数(平成18年度)

供給計画の認定	2件
供給計画の変更の認定	1件
目的外使用の承認	0件
報告の徴収	0件
地位の承継の承認	0件
改善命令	0件
供給計画の認定の取消し	0件

※都は現在、高齢者向け優良賃貸住宅の事業者の募集を行っていない。

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

37 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務												
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方		総合 評価
2 終身賃貸事業の認可などに関する事務												
(1) 終身賃貸事業の認可などに関する事務	高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅を設けるため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、終身賃貸事業の認可等を行う。	区								○高齢者の終身賃貸事業の認可等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。		区
		都			△					○良質な住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的な観点が必要とされるが、一方で、住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になることにより、これら双方の観点から地域の実情に応じて事務処理を行うことが可能となる。 ○住宅整備に関する専門知識が必要であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保も容易になる。 よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討する。		区

〔都〕

④

事業名		終身賃貸事業の認可などに関する事務	
担当		都市整備局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由：	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由：	
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由：現状では事務処理の体制について各区ばらつきがあり、専門的な観点から当該事務を処理することが困難な場合が多い。したがって、当該事務の移管については、専門知識を有する職員（建築職）が確保されることを前提とすべきである。	
	△		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由：	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由：	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由：	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

○良質な住宅の供給は、日常生活圏の拡大に合わせ、ある程度広域的な観点が必要とされるが、一方で、住民生活に直結する事務であり、特別区が一定以上の規模になることにより、これら双方の観点から地域の実情に応じて事務処理を行うことが可能となる。

○住宅整備に関する専門知識が必要であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、人材の確保も容易になる。

よって、当該事務については、区へ移管する方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 37 中区分 2 小区分 (1)

事業名		終身賃貸事業の認可などに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅を設けるため、高齢者を賃借人として終身にわたって住宅を賃貸する終身賃貸事業の認可等を行う事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、特別区の住宅施策や福祉施策との整合等、地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。 ○住民に身近で地域の実情を把握している特別区が担うことで、高齢者や地域の福祉施策との連携が不可欠である住宅施策について、地域特性を踏まえた、よりきめ細やかな対応が期待できる。 ○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。
担当局		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック		理由		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
価	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

4

大区分 37 中区分 2 小区分 (1)

事業名		終身賃貸事業の認可などに関する事務
担当		都市整備局
事務の内容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況) ・平成19年度末までに大田区、日野市において、それぞれ1件の終身賃貸事業の認可を行った。
	高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅を設けるため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、終身賃貸事業の認可等を行う。	
	(主な事務内容)	
	・終身賃貸事業の(変更の)認可(法第58条、第60条) ・認可事業者による終身建物賃貸借解約申入れの承認(法第62条第1項) ・認可事業者に対する助言及び指導(法第69条) ・認可住宅の管理の状況についての報告の徴収(法第70条) ・認可事業者の地位の承継の承認(法第71条) ・認可事業者に対する改善命令、事業の認可の取消し(法第72条、第73条)	
	(特別区における事務処理の状況)	
内容	・標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
	(その他)	
・標記の事務は、指定都市、中核市においては、当該市の長が行うこととされている。(法第90条)		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

81 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務

事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 都が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、認定事業者（特定優良賃貸住宅の所有者等）が一定期間以上入居資格を有する者を確保できない特定優良賃貸住宅を地域住宅計画に記載した配慮入居者に賃貸する場合の承認等を行う。	区								○特定優良賃貸住宅の入居資格者以外の者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○					○	○④-33-1-（1）「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（都が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④-33-1-（1）については、引き続き都に残す方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 81 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都が事業者を募集した住宅に係るもの		＜ 考え方 ＞ ○④－33－1－（１）「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（都が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④－33－1－（１）については、引き続き都に残す方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。
担当		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 都が自ら認定し、補助していることから、認定事項等については、引き続き都が管理することが効率的である。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
業	チェック	理由		
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由 用途廃止要件の緩和を国へ求めており、制度改善を図っている。		
○				

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

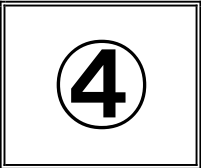
〔区〕

4

大区分 81 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都が事業者を募集した住宅に係るもの		＜ 考え方 ＞ ○特定優良賃貸住宅の入居の募集にもかかわらず、一定期間以上入居者を確保できない事業者に対して、特例として地域住宅計画に記載した条件の入居者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。						
担当局		都市整備局								
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由									
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。										
チェック	理由									
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。										
チェック	理由									
(7) その他特段の事情があるかどうか。										
チェック	理由									
				<table><tr><td colspan="3">総合評価</td></tr><tr><td>都</td><td>区</td><td>保</td></tr></table>	総合評価			都	区	保
総合評価										
都	区	保								

検討対象事務の内容



大区分 81 中区分 1 小区分 (1)

事業名

都が事業者を募集した住宅に係るもの

担当

都市整備局

事務内容

(事務の概要)

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、認定事業者(特定優良賃貸住宅の所有者等)が一定期間以上入居資格を有する者を確保できない特定優良賃貸住宅を地域住宅計画に記載した配慮入居者に賃貸する場合の承認等を行う。

(主な事務内容)

・配慮入居者に賃貸することの承認(法第13条第1項)

■配慮入居者

1 同居親族がない者又は収入基準外(収入分位25%未満または80%超)で入居を希望する者

2 居住する住宅の建替え・改修のため、一時的に住居を必要とする者

特別区における事務処理の状況

・標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。

標記事務の移管・委託等に関する状況

無

その他

標記の事務は、都道府県知事の権限に属するものであるが、指定都市においては、当該指定都市の長が行うこととされている(法第13条)。

また、法第11条により市町村が作成した地域住宅計画に記載し、同法施行令第3条の同意の手続を経れば、知事の権限に属する事務を当該市町村の長が行うことができる。

(都における事務処理の状況)

・都における処理件数(平成18年度)

配慮入居者に賃貸することの承認

451 件

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

81 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務

事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 区が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、認定事業者（特定優良賃貸住宅の所有者等）が一定期間以上入居資格を有する者を確保できない特定優良賃貸住宅を地域住宅計画に記載した配慮入居者に賃貸する場合の承認等を行う。	区								○特定優良賃貸住宅の入居資格者以外の者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○④-33-2-(1)「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（区が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④-33-2-(1)については、区に移管する方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 81 中区分 2 小区分 (1)

事業名		区が事業者を募集した住宅に係るもの		＜ 考え方 ＞	
担当		都市整備局			
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				○④－33－2－（１）「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（区が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④－33－2－（１）については、区に移管する方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。
	チェック	理由：			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	チェック	理由：			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	チェック	理由：			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	チェック	理由：			
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由：			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
チェック	理由：				
(7) その他特段の事情があるかどうか。					
チェック	理由：				

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

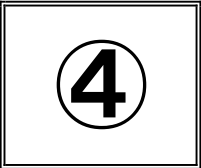
4

大区分 81 中区分 2 小区分 (1)

事業名		区が事業者を募集した住宅に係るもの		＜ 考え方 ＞ ○特定優良賃貸住宅の入居の募集にもかかわらず、一定期間以上入居者を確保できない事業者に対して、特例として地域住宅計画に記載した条件の入居者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。
担当局		都市整備局		
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 81 中区分 2 小区分 (1)

事業名		区が事業者を募集した住宅に係るもの	
担当		都市整備局	
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)	
	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、認定事業者(特定優良賃貸住宅の所有者等)が一定期間以上入居資格を有する者を確保できない特定優良賃貸住宅を地域住宅計画に記載した配慮入居者に賃貸する場合の承認等を行う。	・区部に係る処理件数(平成18年度)	
	(主な事務内容)	配慮入居者に賃貸することの承認	
	・配慮入居者に賃貸することの承認(法第13条第1項)	0 件	
	■配慮入居者		
	1 同居親族がない者又は収入基準外(収入分位25%未満または80%超)で入居を希望する者		
内 容	2 居住する住宅の建替え・改修のため、一時的に住居を必要とする者		
	(特別区における事務処理の状況)		
	・標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。		
容	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無		
	(その他)		
標記の事務は、都道府県知事の権限に属するものであるが、指定都市においては、当該指定都市の長が行うこととされている(法第13条)。			
また、法第11条により市町村が作成した地域住宅計画に記載し、同法施行令第3条の同意の手続を経れば、知事の権限に属する事務を当該市町村の長が行うことができる。			

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

87 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 都が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する資格を有する者を除く。）に特定優良賃貸住宅を賃貸することに対する承認を行う。	区								○特定優良賃貸住宅の耐震改修用仮住居を必要とする者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○					○	○④-33-1-（1）「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（都が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④-33-1-（1）については、引き続き都に残す方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 87 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都が事業者を募集した住宅に係るもの		＜ 考え方 ＞	
担当		都市整備局			
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		○④－33－1－（１）「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（都が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。○④－33－1－（１）については、引き続き都に残す方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。		
	チェック	理由			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	チェック	理由 都が自ら認定し、補助していることから、認定事項等については、引き続き都が管理することが効率的である。			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。				
	チェック	理由 用途廃止要件の緩和を国へ求めており、制度改善を図っている。			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 87 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都が事業者を募集した住宅に係るもの		＜ 考え方 ＞ ○特定優良賃貸住宅の入居の募集にもかかわらず、一定期間以上入居者を確保できない事業者に対して、住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。
担当局		都市整備局		
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

4

大区分 87 中区分 1 小区分 (1)

事業名	都が事業者を募集した住宅に係るもの	(都における事務処理の状況) ・特定入居者への賃貸承認実績(平成18年度) 0件 ※実務上、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき定め た地域住宅計画に記載した配慮入居者に賃貸することの承認として行っているため事務処理実績なし
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に特定優良賃貸住宅を賃貸することに対する承認を行う。	
	(主な事務内容) ・特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認(法第13条第1項)	
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
容	(その他) ・標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、法第13条の規定により、指定都市又は中核市においては、当該市の長が処理することとされている。	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

87 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合 評価
2 区が事業者を募集した住宅に係るもの											
(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する資格を有する者を除く。）に特定優良賃貸住宅を賃貸することに対する承認を行う。	区								○特定優良賃貸住宅の耐震改修用仮住居を必要とする者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○④-33-2-(1)「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（区が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。 ○④-33-2-(1)については、区に移管する方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 87 中区分 2 小区分 (1)

事業名		区が事業者を募集した住宅に係るもの		< 考え方 > ○④－33－2－（１）「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務（区が事業者募集した住宅に係るもの）」と密接に関連する事務である。○④－33－2－（１）については、区に移管する方向で検討すべきと整理した。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック			
		理由：		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
		理由：		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック			
		理由：		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック				
		理由：		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック				
		理由：		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック				
		理由：		
価		(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック			
		理由：		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 87 中区分 2 小区分 (1)

事業名		区が事業者を募集した住宅に係るもの		＜ 考え方 ＞ ○特定優良賃貸住宅の入居の募集にもかかわらず、一定期間以上入居者を確保できない事業者に対して、住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者への賃貸の承認を行う事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。「④-33賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」の見直しと合わせて、特定優良賃貸住宅に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。
担当局		都市整備局		
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

4

大区分 87 中区分 2 小区分 (1)

事業名	区が事業者を募集した住宅に係るもの	(都における事務処理の状況) ・特定入居者への賃貸承認実績(平成18年度) 0件
担当	都市整備局	
事務の内容	(事務の概要) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に特定優良賃貸住宅を賃貸することに対する承認を行う。	
	(主な事務内容) 事 ・特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認(法第13条第1項)	
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
	(その他) ・標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、法第13条の規定により、指定都市又は中核市においては、当該市の長が処理することとされている。	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

1 官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務											
(1)官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務	国有財産法に基づき、国道及び一級河川等について第一号法定受託事務として管理又は執行した事業に伴い、買収した土地等の国有財産で国土交通大臣の所管に属するものの登記を嘱託する等の事務を行う。	区	△							○国道や河川などの管理に伴い発生する財産の登記に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて、区が担う方向で検討すべきである。	都・区
		都	○							○当該事務は、現在、東京都が行なっている指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理又は事業の実施に伴って発生する財産管理事務のうち不動産登記の事務である。 ○不動産登記にかかる当該事務のみを取り出して区に移管することは、指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の財産管理主体である都と新たな調整が発生するなど事務が煩雑になり、都が直接不動産登記事務を行う場合に比べ、非効率である。 ○このため当該事務の取扱いについては、指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理の役割分担に従って、都区の役割分担を検討すべきである。 指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理については、④－20及び84において、都区という評価をしているため、当該事務についても、都区という評価とする。	都・区

〔都〕

5

事業名		官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務	
担当		建設局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 当該事務は、指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理又は事業の実施に伴い発生する財産管理事務であり、その一部のみを区に移管することは事務が煩雑となり非効率である。	
	○		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	
価			

＜ 考え方 ＞

○当該事務は、現在、東京都が行なっている指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理又は事業の実施に伴って発生する財産管理事務のうち不動産登記の事務である。

○不動産登記にかかる当該事務のみを取り出して区に移管することは、指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の財産管理主体である都と新たな調整が発生するなど事務が煩雑になり、都が直接不動産登記事務を行う場合に比べ、非効率である。

○このため当該事務の取扱いについては、指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理の役割分担に従って、都区の役割分担を検討すべきである。

指定区間外国道、一級河川の指定区間及び二級河川の管理については、④－２０及び８４において、都区という評価をしているため、当該事務についても、都区という評価とする。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務		< 考え方 > ○国道や河川などの管理に伴い発生する財産の登記に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて、区が担う方向で検討すべきである。 ○事務処理特例で移譲している例がある事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。
担当局	建設局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	△	道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて検討すべきである。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価

都	区	保
---	---	---

検討対象事務の内容

5

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務
担当		建設局
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	・国有財産法に基づき、国道及び一級河川等について第一号法定受託事務として管理又は執行した事業に伴い、買収した土地等の国有財産で国土交通大臣の所管に属するものの登記を嘱託する等の事務を行う。	・標記事務は、用地取得業務の流れの中で生じる事務であり、用地取得業務の流れは概ね、以下のとおり。
	(主な事務内容)	①用地説明会
	・登記権利者となって権利に関する登記を嘱託すること(不動産登記法第116条第1項)	②物件調査、補償金積算
	・登記義務者となる権利に関する登記を嘱託すること(不動産登記法第116条第2項)	③折衝、契約
事 務 の 内 容	(具体的な事務内容)	④登記
	①道路事業用地取得に伴う嘱託登記	⑤補償金、土地代金の支払い
	②河川事業用地取得に伴う嘱託登記	1 国道について
		①国道(指定区間外)について、管理又は執行した事業に伴い、国有財産の嘱託登記等の事務を行う。
		例外として、早急に整備すべき路線等について東京都が用地取得を行い、嘱託登記等の事務を行っている。
事 務 の 内 容	(特別区における事務処理の状況)	②年間用地取得件数 30件程度(区部)
	標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務処理特例はない。	③放19、放17、放9 など
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無	2 河川について
	(その他)	①一級河川(指定区間)及び二級河川について、管理又は執行した事業に伴い、
	・北海道、宮城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、静岡県、広島県及び福岡県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移譲されている。	国有財産の嘱託登記等の事務を行う。
事 務 の 内 容		②年間用地取得件数 30件程度(区部)
		③石神井川、神田川 など

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

2 都市計画事業の施行の認可などに関する事務												
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方		総合 評価
1 都市計画事業の施行の認可などに関する事務												
(1) 都市計画事業の施行の認可などに関する事務	都市計画法に基づき、国の機関、都道府県、市町村以外の者が都市計画事業を施行しようとする場合の施行の認可などに関する事務を行う。	区								○民間事業者が都市計画事業を施行することの認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。		区
		都	○				○			【都市計画事業の施行の認可等】 ○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。 ○特別区の区域において民間事業者等が行う都市計画事業については、区施行の都市計画事業の認可をしている都が、特別区の区域を越えて、広域的な視点から一体的に認可業務を行う必要がある。 ○都市の安全性や機能性の向上を図るためには、特別区の区域において民間事業者等が行う都市計画事業についても、都が、総合的・広域的な視点から各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響に配慮しつつ、一体的に認可等の業務を行う必要がある。 ○ただし、都市計画駐車場の施行の認可等の事務については、地域性に配慮して行う必要があることなどから、区へ移管する方向で検討する。 【都市計画決定等に係る調査のための立入り等】 ○調査のための立入りについては、都市計画法第25条第1項の規定により各都市計画決定権者が、その必要の限度において行うものとされているため、都が都市計画決定を行うに当たり必要となる調査のための立入りについては、都が行う必要がある。 以上のことから、当該事務は、都に残す方向で検討するが、都市計画駐車場の施行の認可等の事務に限り、区へ移管する方向で検討する。		都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都市計画事業の施行の認可などに関する事務		< 考え方 > 【都市計画事業の施行の認可等】 ○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。 ○特別区の区域において民間事業者等が行う都市計画事業については、区施行の都市計画事業の認可をしている都が、特別区の区域を越えて、広域的な視点から一体的に認可業務を行う必要がある。 ○都市の安全性や機能性の向上を図るためには、特別区の区域において民間事業者等が行う都市計画事業についても、都が、総合的・広域的な視点から各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響に配慮しつつ、一体的に認可等の業務を行う必要がある。 ○ただし、都市計画駐車場の施行の認可等の事務については、地域性に配慮して行う必要があることなどから、区へ移管する方向で検討する。 【都市計画決定等に係る調査のための立入り等】 ○調査のための立入りについては、都市計画法第25条第1項の規定により各都市計画決定権者が、その必要の限度において行うものとされているため、都が都市計画決定を行うに当たり必要となる調査のための立入りについては、都が行う必要がある。 以上のことから、当該事務は、都に残す方向で検討するが、都市計画駐車場の施行の認可等の事務に限り、区へ移管する方向で検討する。
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。そのため、民間事業者等が行う都市計画事業については、区施行の都市計画事業の認可をしている都が、特別区の区域を越えて、広域的な視点から一体的に認可業務を行う必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 都市の安全性や機能性の向上を図るためには、特別区の区域において民間事業者等が行う都市計画事業についても、都が、総合的・広域的な視点から各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響に配慮しつつ、一体的に認可等の業務を行う必要がある。		
	○			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価

都	区	保
---	---	---

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	都市計画事業の施行の認可などに関する事務		< 考え方 > ○民間事業者（特許事業者）が都市計画事業を施行することの認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○事務処理特例で移譲している例がある事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。事業認可に伴う立入検査等一部の事務は、すでに事務処理特例により特別区に移譲されている。 ○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されているものがある。
担当局	都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
評価	チェック	理由	

総合評価

都	区	保
---	---	---

検討対象事務の内容

⑤

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都市計画事業の施行の認可などに関する事務
担当		都市整備局
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	都市計画法(以下「法」という。)に基づき、国の機関、都道府県、市町村以外の者が都市計画事業を施行しようとする場合の施行の認可などに関する事務を行う。	○法第59条第4項に基づく、国の機関、都道府県、市町村以外の者が行う都市計画事業の施行の認可
	(主な事務内容)	・都市計画駐車場 区部における都市計画駐車場の施設数:28(平成19年12月末)
	①都市計画の決定又は変更のための他人の占有する土地への立入り等(法第25条第1項から第3項) ②都市計画事業の施行の認可(法第59条第4項) ③事業計画の変更の認可(法第63条第1項) ④相続その他の一般承継等による地位の継承の認可(法第64条第1項) ⑤上記②から④に係る認可における条件の付加(法第79条) ⑥上記②から④に係る報告又は資料の提出の要求、勧告及び助言(法第80条第1項) ⑦上記②から④に係る認可等を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事等の停止を命じ、若しくは工作物等の改築等を命じること。(法第81条第1項) ⑧上記⑦に関する必要な措置を自ら行い、又はその命じた者等に行わせること。 当該措置を行うべき旨等の公告(法第81条第2項) ⑨上記②から④に係る当該土地へ立ち入り、土地等の状況を検査すること、又はその命じた者等に当該立入検査をさせること。(法第82条第1項)	・都市計画公園 区部における都市計画公園等の整備事業の施行数:3(平成19年12月末) ・都市計画13号地公園(昭和45年認可) ・都市計画後楽園公園(第1期事業昭和59年認可、第2期事業平成8年認可) ・都市計画芝公園(平成11年認可) ・都市計画道路 区部における都市計画道路事業認可数:7(平成19年12月末) ・首都高速道路中央環状品川線(平成18年認可) ・交通広場八重洲広場(平成19年認可) ・特殊街路千代田・中央歩行者専用道(平成19年認可) など 区部における都市計画道路事業計画の変更認可数:5(平成19年12月末) ・都市高速道路晴海線(平成17年認可) ・都市高速道路中央環状品川線(平成17年認可) ・千代田歩行者専用道5号線(平成18年認可) など
内 容	(特別区における事務処理の状況)	
	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行われていない。	
容	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
	(その他) ・宮城県及び愛知県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む。)	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

3 第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務											
(1) 第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務	都市再開発法に基づき、老朽化木造建築物の密集、土地利用の細分化、不十分な公共施設等都市機能が低下している市街地において、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする第一種市街地再開発事業についての施行の認可などに関する事務を行う。	区								○民間事業者が市街地再開発事業を施行することの認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○				○			○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。第一種市街地再開発事業は、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、原則として都が一体的に処理する必要がある。 ○ただし、周辺環境に与える影響が小さいと認められる規模のものについては、区へ移管することを含め、役割分担を整理していく必要がある。	都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名		第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。第一種市街地再開発事業は、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、原則として都が一体的に処理する必要がある。 ○ただし、周辺環境に与える影響が小さいと認められる規模のものについては、区へ移管することを含め、役割分担を整理していく必要がある。
担当		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 第一種市街地再開発事業は、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が大きいため、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック				
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。第一種市街地再開発事業は、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。		
	○			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック			

総合評価

都	区	保
---	---	---

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名		第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務		< 考え方 > ○民間事業者（個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社）が市街地再開発事業を施行することの認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○事務処理特例で移譲している例がある事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。 ○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されているものがある。
担当局		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
評価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

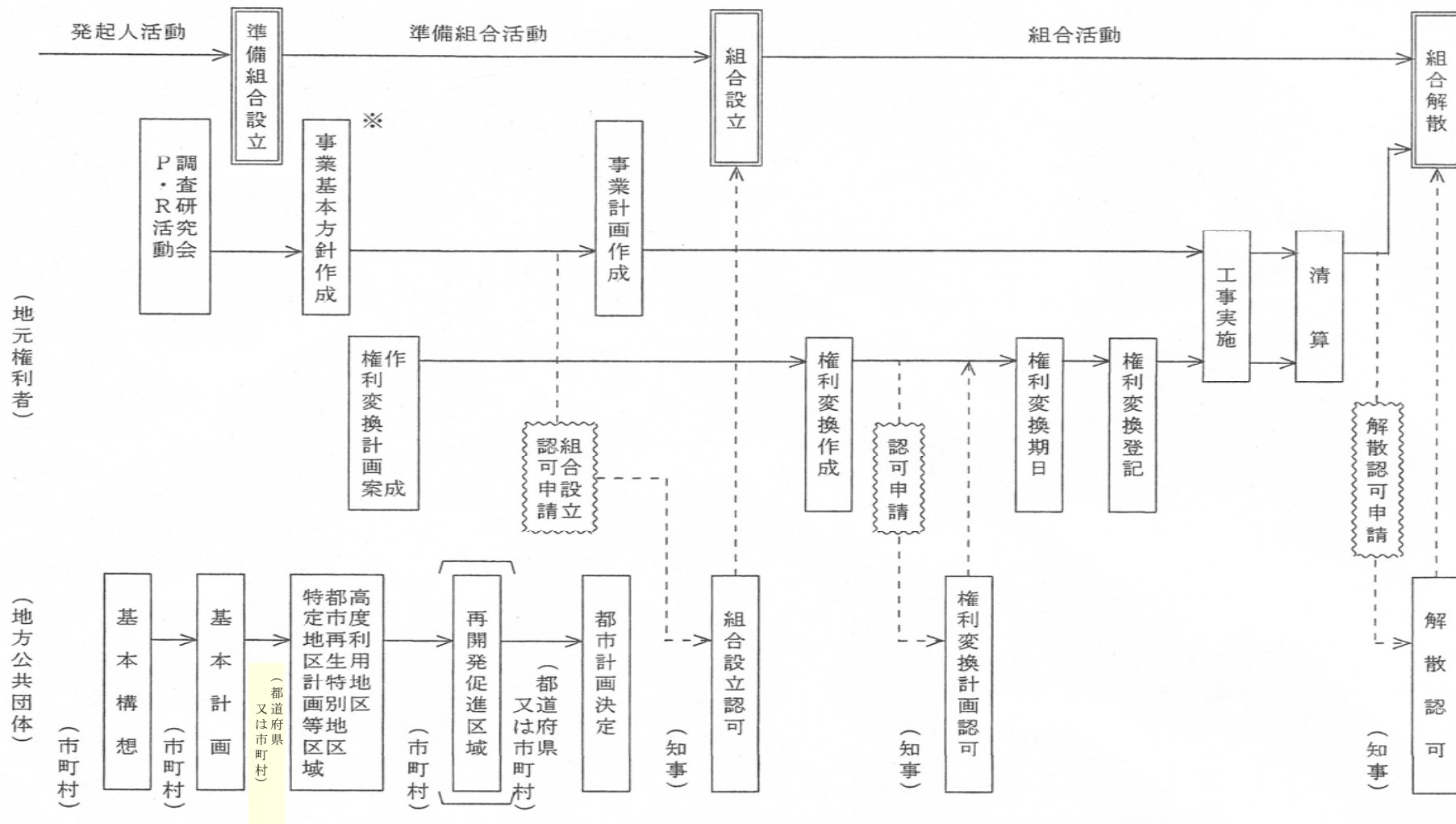
事業名	第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務
担当	都市整備局
事務の内容	(事務の概要) 都市再開発法(以下「法」という。)に基づき、老朽化木造建築物の密集、土地利用の細分化、不十分な公共施設等都市機能が低下している市街地において、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする第一種市街地再開発事業についての施行の認可などに関する事務を行う。
	(主な事務内容) 1 個人施行(法第2章第1節)(第一種市街地再開発事業のみ) 事業認可、事業変更認可、施行者変動による規約の認可、審査委員選任の承認、事業終了認可 2 組合施行(法第2章第1節の2)(第一種市街地再開発事業のみ) 市街地再開発組合の設立認可、事業認可、定款・事業計画等の変更認可、解散認可、決算報告の承認 3 会社施行(法第2章第1節の3) 事業認可、事業変更認可、会社の合併・分割・事業譲渡等の認可、審査委員選任の承認、事業終了認可 4 上記1～3に共通(法第3章、第4章、第6章) ①権利変換計画(管理处分計画)の認可、権利変換計画(管理处分計画)変更認可 ②個人施行者、組合、再開発会社に対する監督
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無
	(その他) 北海道及び宮城・埼玉・千葉・新潟・静岡・愛知・広島各県では、事務処理特例条例により、指定都市などへ標記事務が移管されている(事務の一部の処理を含む。)

(都における事務処理の状況)

特別区における第一種市街地再開発事業の実績				
平成20年3月現在				
施行者		地区数	総施行面積(ha)	
個人	完了地区	12	17.1	(ha)
	事業中地区	1	1.3	(ha)
	計	13	18.4	(ha)
組合	完了地区	70	105.3	(ha)
	事業中地区	21	28.8	(ha)
	計	91	134.1	(ha)
会社	完了地区	1	4.3	(ha)
	事業中地区	0	0	(ha)
	計	1	4.3	(ha)
個人、組合、会社の計	完了地区	83	126.7	(ha)
	事業中地区	22	30.1	(ha)
	計	105	156.8	(ha)

(例) 第一種市街地再開発事業の事務の流れ: 別紙のとおり

組合施行の第一種市街地再開発事業の基本的な手順は次図のようになっている。



検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

5 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務											
(1) 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、標識の維持修繕や急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に関する事務を行う。	区	△	○						○急傾斜地崩壊危険区域の崩壊防止施設等の維持修繕に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事務の効率性の観点から崩壊防止施設等を設置する都が担う方向で検討すべきである。	都
		都		○	○	○			○	○急傾斜地崩壊防止施設は、異常が生じたときその原因の特定と対策の検討が難しく、数多くの経験と高い専門技術が必要である。 ○急傾斜地崩壊防止施設が万が一破壊した場合には、人家、官公署、学校、病院等へ多大な被害を及ぼすと考えられる。このため、その対策工事については特に迅速に対応する必要があり、細心の注意と高い専門技術が必要である。 ○特別区における急傾斜地崩壊防止施設は7箇所（北区5箇所、新宿区1箇所、杉並区1箇所）と少なく、他の施設における事例や情報等が少ない中での維持管理は、効率性のみでなく、安全上の問題がある。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名		急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○急傾斜地崩壊防止施設は、異常が生じたときその原因の特定と対策の検討が難しく、数多くの経験と高い専門技術が必要である。 ○急傾斜地崩壊防止施設が万が一破壊した場合には、人家、官公署、学校、病院等へ多大な被害を及ぼすと考えられる。このため、その対策工事については特に迅速に対応する必要がある、細心の注意と高い専門技術が必要である。 ○特別区における急傾斜地崩壊防止施設は7箇所（北区5箇所、新宿区1箇所、杉並区1箇所）と少なく、他の施設における事例や情報等が少ない中での維持管理は、効率性のみでなく、安全上の問題がある。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。
担当		建設局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 都内における急傾斜地崩壊防止施設は43箇所。そのうち区部は、北区5箇所、新宿区1箇所、杉並区1箇所である。この7箇所だけを各区で維持管理するのは著しく非効率となる。特に新宿区、杉並区では1箇所しかなく、他の施設における事例や情報等がない中での維持管理は、効率性のみでなく、安全上の問題があるため、都が実施すべきである。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由 急傾斜地崩壊防止施設は、背後地と一体の施設であるため、異常が生じたときその原因の特定と対策の検討が難しく、数多くの経験と専門性を有する職員が必要であるが、現場の少ない区で行うより、一括して都で行った方が、安全性の向上に資することができるとともに効率的であるため。		
	○			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由 抜本的な対策工事を行う場合は、実施規模の大きいものがほとんどであり、特に区部の場合は、周囲にマンション等が隣接している場合が多く施工条件が厳しい工事となる。多くの経験、情報、専門性等を要するため、特別区が処理することは困難である。			
○				
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由 急傾斜地崩壊防止施設は、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院等に被害を及ぼす恐れがある箇所に施工されており、施設が破壊した場合には多大な被害が予想される。そのため、対策工事等は特に迅速に対応する必要があるが、多くの経験、情報、専門性等を要するため、特別区が処理することは困難である。		
	○			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務		< 考え方 > ○急傾斜地崩壊危険区域の崩落防止施設等の維持修繕に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特別区の区域内の急傾斜地崩壊危険区域は3区7箇所であり、特別区が崩落防止施設等の維持修繕のみを担うのは極めて非効率であり、崩落防止施設等を設置する都が引き続き広域的・一体的に担う方向で検討すべきである。
担当局	建設局		
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	△	特別区の区域内の急傾斜地崩壊危険区域は3区7箇所であり、広域的・一体的に検討すべきである。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	特別区が崩落防止施設等の維持修繕のみを担うのは極めて非効率である。	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

5

大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務
担当	建設局
事務内容	(事務の概要) ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(以下「法」という。)に基づき、標識の維持修繕や急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に関する事務を行う。
	(主な事務内容) ・標識の設置のうち、標識の維持修繕(法第6条) ・急傾斜地崩壊防止施設の工事のうち、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕(法第12条)
内	(特別区における事務処理の状況) ・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無
容	(その他) ・広島県では事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。

(都における事務処理の状況)					
急傾斜地崩壊危険区域(区部7箇所、多摩24箇所、島しょ12箇所)					
番号	地域名	所在地	番号	地域名	所在地
1	赤城元町	新宿区赤城元町・西五軒町地内他	23	平沢	あきる野市平沢字滝ノ上・西ノ前地内
2	赤羽西二丁目	北区赤羽西二丁目地内	24	青梅	青梅市青梅字滝ノ上地内
3	赤羽西三丁目	北区赤羽西三丁目地内	25	御岳山	青梅市御岳
4	赤羽西四丁目	北区赤羽西四丁目地内	26	羽西	羽村市羽西二丁目・羽加美四丁目
5	赤羽西二(2)	北区赤羽西二丁目地内	27	横川	八王子市横川町
6	岸町二丁目	北区岸町二丁目・中十条一丁目	28	与種	神津島地内
7	草花	あきる野市草花字花の岡地内	29	宮原	神津島地内
8	七軒町	神津島七軒町・滝川地内	30	木戸上	新島地内
9	小留浦	奥多摩町	31	箱根ヶ崎	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎地内
10	留浦	奥多摩町留浦	32	波浮港	大島町波浮港
11	千ヶ瀬五	青梅市千ヶ瀬五丁目	33	岡田	大島町岡田
12	長瀬	青梅市長瀬	34	伊ヶ谷	三宅村伊ヶ谷
13	上の川	神津島	35	神湊東	八丈島町三根
14	上の山	神津島	36	泉津	大島町泉津
15	初沢	八王子市初沢町地内	37	伊奈	あきる野市伊奈
16	折立	あきる野市草花字折立地内他	38	連光寺	多摩市連光寺
17	原	西多摩郡奥多摩町原字の山地内他	39	大久野細野	日の出町大久野細野
18	日新町	府中市日新町一丁目地内他	40	初沢(2)	八王子市初沢町地内
19	山田	あきる野市山田地内他	41	初沢(3)	八王子市初沢町地内
20	阿古夕景	三宅村阿古	42	大久野細野(2)	日の出町大久野細野
21	大和田	八王子市大和田	43	堀ノ内一丁目	杉並区堀ノ内一丁目地内
22	落川	日野市落川・百草地内			

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

6 管理協定の認可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 管理協定の認可などに関する事務											
(1)管理協定の認可などに関する事務	都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区等の土地所有者と緑地管理機構が、緑地の管理について管理協定を締結するときの認可等に関する事務を行う。	区								○緑地管理機構が、緑地の管理について管理協定を締結するときの認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連事務と合わせて、地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○当該事務は、都市緑地法に基づく管理協定の認可などに関する事務である。管理協定は、特別緑地保全地区等の緑地について、土地所有者等による管理では当該緑地の有する機能が十分発揮することができないと判断されるような土地について締結するものである。 ○特別緑地保全地区の指定権限については、10haを境に都区間で役割分担しており、特別緑地保全地区内における行為の規制についても、④－28において、東京都は同様に10haを境に都区間で役割分担する方向で検討することとしている。 よって、管理協定の認可についても、同様に、10ha以上の特別緑地保全地区における管理協定の認可については都が、10ha未満については区が担う方向で検討する。	都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名		管理協定の認可などに関する事務		< 考え方 > ○当該事務は、都市緑地法に基づく管理協定の認可などに関する事務である。管理協定は、特別緑地保全地区等の緑地について、土地所有者等による管理では当該緑地の有する機能が十分発揮することができないと判断されるような土地について締結するものである。 ○特別緑地保全地区の指定権限については、10haを境に都区間で役割分担しており、特別緑地保全地区内における行為の規制についても、④－28において、東京都は同様に10haを境に都区間で役割分担する方向で検討することとしている。 よって、管理協定の認可についても、同様に、10ha以上の特別緑地保全地区における管理協定の認可については都が、10ha未満については区が担う方向で検討する。
担当		建設局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由	
	チェック			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		理由		
チェック				
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由 10ha以上の特別緑地保全地区については、広域の見地から指定権限及びそれに係る事務も都が行っていることから、移管の対象は10ha未満の特別緑地保全地区内におけるものとする。	
	チェック			

総合評価

都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名		管理協定の認可などに関する事務		< 考え方 > ○緑地管理機構が、緑地の管理について管理協定を締結するときの認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特別緑地保全地区内の管理協定に関する事務については、「④-59都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」における特別緑地保全地区指定権限及び管理協定区域内の施設整備に関する同意権（都市緑地法第24条第4項）と合わせ、面積規模にかかわらず地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○事務処理特例で移譲している例がある事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。						
担当局		建設局								
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由									
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。										
チェック	理由									
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。										
チェック	理由									
(7) その他特段の事情があるかどうか。										
チェック	理由									
				<table><tr><td colspan="3">総合評価</td></tr><tr><td>都</td><td>区</td><td>保</td></tr></table>	総合評価			都	区	保
総合評価										
都	区	保								

検討対象事務の内容

5

大区分 6 中区分 1 小区分 (1)

事業名		管理協定の認可などに関する事務
担当		建設局
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	・都市緑地法(以下「法」という。)に基づき、特別緑地保全地区等の土地所有者と緑地管理機構が、緑地の管理について管理協定を締結するときの認可等に関する事務を行う。	都では2団体を緑地管理機構に指定しているが、現在のところ、管理協定の認可実績はない。
	(主な事務内容)	
	・管理協定の認可申請があった旨の公告及び当該管理協定の縦覧(法第25条第1項)	
	・管理協定についての意見書の受理(法第25条第2項)	
	・管理協定の認可(法第26条)	
	・管理協定を認可した旨の公告、当該管理協定の写しの縦覧及び管理協定区域である旨の明示(法第27条)	
	(特別区における事務処理の状況)	
	・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
容	(その他)	
	・神奈川県では事務処理特例条例により、一部の指定都市に標記事務が移管されている。	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

10 国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務											
(1) 国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務	道路法の規定により指定市が管理する道路（指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。）の用に供されている都道府県有財産である土地に係る境界確定に関する事務を行う。	区	△							○国道や河川などの管理に伴い発生する用地の境界確定に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて、区が担う方向で検討すべきである。	都・区
		都	○							○当該事務は、現在、東京都が行なっている指定区間外国道や都道の管理に伴って発生する国有地及び都用地の財産管理事務の一部である。 ○財産管理事務の一部であるこの事務だけを取り出して区に移管することは、指定区間外国道や都道の管理主体である都との調整が発生するなど事務が煩雑になり、非効率である。 ○このため、指定区間外国道や都道の公物管理の役割分担にあわせて、財産管理権限の譲与を含めた都区の役割分担を検討すべきである。 指定区間外国道や都道の管理については、④－20において、都区という評価をしているため、当該事務についても、都区という評価とする。	都・区

〔都〕

5

事業名	国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務
担当	建設局

< 考え方 >

○財産管理事務の一部であるこの事務だけを取り出して区に移管することは、指定区間外国道や都道の管理主体である都との調整が発生するなど事務が煩雑になり、非効率である。

指定区間外国道や都道の管理については、④－２０において、都区という評価をしているため、当該事務についても、都区という評価とする。

評

價

総合評価

都

四

保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 10 中区分 1 小区分 (1)

事業名		国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務		< 考え方 > ○国道や河川などの管理に伴い発生する用地の境界確定に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて、区が担う方向で検討すべきである。 ○事務処理特例で移譲している例がある事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。
担当局		建設局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
		道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて検討すべきである。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価

都 区 保

検討対象事務の内容

5

大区分 10 中区分 1 小区分 (1)

事業名	国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務
担当	建設局
事務の内容	(事務の概要) ・道路法(以下「法」という。)の規定により指定市が管理する道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の用に供されている都道府県有財産である土地に係る境界確定に関する事務を行う。
	(主な事務内容) ・指定市が管理する道路の用に供されている都道府県有財産である土地に係る境界確定
	(具体的な事務内容) ・公有地の境界確認・確定事務 ・土地境界図の閲覧・証明事務 ・震災復興図、戦災復興図等土地境界に関する資料の閲覧、情報開示
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
内容	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無
	(その他) ・法第17条により、指定市は、国道及び都道府県道の管理を行うこととされているが、ここでの管理は、道路の維持、修繕等の道路の機能を維持するための管理(公物管理)である。標記の事務は、財産権に基づく財産管理事務であり、道路法による管理とは異なる。 ・新潟県及び大阪府では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移譲されている。

(都における事務処理の状況)

境界確認・確定申出件数等

年 度	16	17	18
申出件数	1,482	1,519	1,655
閲覧・証明件数	12,531	14,363	14,701

※ 上記の件数には、特別区域外(多摩地域)の件数も含む。

検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

12 他人の占有する土地への立入りなどに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 他人の占有する土地への立入りなどに関する事務											
(1)他人の占有する土地への立入りなどに関する事務	国有財産法に基づき、国土交通省所管の国有地の管理のうち、国有財産の調査・測量のための他人の占有する土地への立入り、境界確定の協議及び境界の決定等に関する事務を行う。	区	△							○国道や河川などの管理に伴い発生する用地の境界確定等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて、区が担う方向で検討すべきである。	都・区
		都	○							○当該事務は、現在、東京都が行なっている指定区間外国道や一級河川の指定区間などの管理に伴って発生する国有財産の管理事務の一部である。 ○境界確定などの国有財産の管理事務の一部だけを取り出して区に移管することは、指定区間外国道や一級河川の指定区間などの管理主体である都との調整が発生するなど事務が煩雑になり、非効率である。 ○このため、指定区間外国道や一級河川の指定区間などの公物管理の役割分担にあわせて、財産管理権限の譲与を含めた都区の役割分担を検討すべきである。 指定区間外国道や一級河川の指定区間などの管理については、④－20及び84において、都区という評価をしているため、当該事務についても、都区という評価とする。	都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名		他人の占有する土地への立入りなどに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○当該事務は、現在、東京都が行なっている指定区間外国道や一級河川の指定区間などの管理に伴って発生する国有財産の管理事務の一部である。 ○境界確定などの国有財産の管理事務の一部だけを取り出して区に移管することは、指定区間外国道や一級河川の指定区間などの管理主体である都との調整が発生するなど事務が煩雑になり、非効率である。 ○このため、指定区間外国道や一級河川の指定区間などの公物管理の役割分担にあわせて、財産管理権限の譲与を含めた都区の役割分担を検討すべきである。 指定区間外国道や一級河川の指定区間などの管理については、④－20及び84において、都区という評価をしているため、当該事務についても、都区という評価とする。
担当		建設局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 当該事務は、指定区間外国道や一級河川の指定区間等の管理に伴い発生する国有財産管理事務の一部であり、当該事務のみを区に移管することは事務が煩雑となり非効率である。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名		他人の占有する土地への立入りなどに関する事務		< 考え方 > ○国道や河川などの管理に伴い発生する用地の境界確定等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて、区が担う方向で検討すべきである。 ○事務処理特例で移譲している例がある事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。
担当局		建設局		
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
		道路や河川の管理に関する都区の役割分担に応じて検討すべきである。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

5

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名

他人の占有する土地への立入りなどに関する事務

担当

建設局

（事務の概要）

・国有財産法（以下「法」という。）に基づき、国土交通省所管の国有地の管理のうち、国有財産の調査・測量のための他人の占有する土地への立入り、境界確定の協議及び境界の決定等に関する事務を行う。

（主な事務内容）

①指定市が管理する国道及び県道の用に供されている国有財産である土地に係る以下の事務

・国有財産の調査・測量を行うためやむを得ない必要があるときの所属職員による他人の占有する土地への立入り及び当該立入りにより損失を受けた者に対する損失補償（法第31条の2第1項及び第5項）

・隣接地の所有者に対する境界確定の協議の要求及び協議が調った場合における書面による境界の明示（法第31条の3第1項及び第3項）

・境界確定の協議ができない場合における境界の決定のための調査及び境界の決定（法第31条の4第1項～第3項）

②指定市が管理する県道及び市町村道の用に供されている国有財産である土地に係る以下の事務

・行政財産の用途廃止

・道路法第90条第2項の規程による国有財産の譲与

③指定都市が管理する国道及び県道を構成していた不用物件であって国有財産である土地に係る以下の事務

・道路法第92条第4項の規程による不用物件の交換の同意

・道路法第94条第2項の規程による不用物件の譲与

（特別区における事務処理の状況）

・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。

（標記事務の移管・委託等に関する状況）：無

（その他）

・①事務は、国有財産法第9条第3項及び第4項、国有財産法施行令第6条第2項により、都道府県の法定受託事務とされている国土交通省所管国有地の財産管理事務の一部である。

・②、③事務は、指定区間外国道及び都道府県道の管理の一環である。これらの道路は、原則として都道府県知事が管理することとされているが、指定都市においては、当該市の市長が行うこととされており、指定都市以外の市であっても、都道府県に協議し、その同意を得て行うことができる。（道路法第17条）

・北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移譲されている（事務の一部移譲を含む）。

（都における事務処理の状況）

・標記事務の都における実施状況

年 度	16	17	18
実施件数	0	0	0

・標記事務が必要となる状況（管理に支障となる状況）が生じないため、また、道路法第17条により指定市が管理する路線がないため、実施していない。

事
務
の
内
容

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

42 地下水採取の許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 地下水採取の許可などに関する事務											
(1) 地下水採取の許可などに関する事務	工業用水法に基づき、政令で定める地域において、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者の許可に関する事務を行う。	区	△							○地下水採取に係る許可、立入調査等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○東京都内では、地下水の過剰な汲み上げによって地下水位が著しく低下し、昭和30年代から40年代にかけて、激しい地盤沈下を記録した。このため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び東京都公害防止条例による厳しい揚水規制が開始され、井戸利用から工業用水道や上水道への転換や、大量揚水者に対する揚水削減指導を強力に推進してきた結果、地盤沈下は沈静化傾向にある。 ○しかしながら、工業用水道事業は、事業開始以来、40年以上が経過し、施設の老朽化等が進行するとともに、需要量が減少し、現状のままでは事業の継続な困難な状況である。このため、都では工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について、関係各局で検討を進めている。 よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 42 中区分 1 小区分 (1)

事業名		地下水採取の許可などに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○東京都内では、地下水の過剰な汲み上げによって地下水位が著しく低下し、昭和30年代から40年代にかけて、激しい地盤沈下を記録した。このため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び東京都公害防止条例による厳しい揚水規制が開始され、井戸利用から工業用水道や上水道への転換や、大量揚水者に対する揚水削減指導を強力に推進してきた結果、地盤沈下は沈静化傾向にある。 ○しかしながら、工業用水道事業は、事業開始以来、40年以上が経過し、施設の老朽化等が進行するとともに、需要量が減少し、現状のままでは事業の継続な困難な状況である。このため、都では工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について、関係各局で検討を進めている。 よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。
担当		環境局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック			
		理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
		理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック			
		理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック				
		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック				
評		理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
価		理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック			
	○	理由 現在行われている工業用水道事業の抜本的な経営改革の動向に留意する必要がある。		

総合評価

都 区 保

〔区〕

5

事業名		地下水採取の許可などに関する事務	
担当局		環境局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
		地下水採取の許可に関する事務であり、広域的な対応が必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

＜ 考 え 方 ＞

○地下水採取に係る許可及び制限の命令、立入調査等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、事務処理特例により区に移譲されている都の環境確保条例に基づく地下水揚水施設の届出受理等の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。

○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。

○広域対応を要する事務に関する都と区の役割分担や各区間の連携の方策については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

5

大区分 42 中区分 1 小区分 (1)

事業名		地下水採取の許可などに関する事務
担当		環境局
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	・工業用水法(以下「法」という。)に基づき、政令で定める地域(以下「指定地域」という。)において、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者の許可に関する事務を行う。	・法第3条第1項に基づき、施行令第1条で定める指定地域は、特別区のうち、江東区、墨田区、荒川区、江戸川区、北区、板橋区、足立区、葛飾区の8区
	(主な事務内容)	・昭和39年以降、工業用水道への転換が進んだ結果、現在では法第5条第2項に基づき、特別な理由により例外的に許可を得た井戸として、6本を残すのみ
	・地下水採取の許可(法第3条第1項)	・平成18年度の許可件数 0件
	・地下水の採取に係る事項の変更の許可(法第7条第1項)	・現在は主に、設置の相談に対する指導のほか、違法な揚水設備に対する改善命令などの事務を行っている
内 容	・許可にあつての条件の付加(法第8条第1項)	
	・許可の取消(法第13条)	
	・地下水採取の制限の命令(法第14条)	
容	・土地の立入調査(法第22条第1項)	
	・報告の徴収(法第24条)	
	・使用者の工場等への立入検査(法第25条第1項)	
容	・許可の取消にあつての聴聞(法第26条)	
	(特別区における事務処理の状況)	
	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
容	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無	
	(その他)	
	・宮城県、埼玉県及び神奈川県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

53 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務											
(1) 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、化学物質の排出量等のデータについて、対象事業者から国への届出の経由事務を行う。また、国から提供される電子ファイル化されたデータについて、地域の特性を加味して、集計、公表する。	区								○特定化学物質の排出量等の届出の経由、結果の公表等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○特別区はすでに環境確保条例に基づく適正管理化学物質の使用量等の報告の受理や、適正管理化学物質取扱事業者に対する指導及び助言等を行っており、都に残っている届出経由事務等について区が担うことは可能である。 ○しかし、都は現在、化学物質の排出抑制に向け制度全体の見直しを行っており、当該事務についても、制度の全体像を踏まえた上で検討する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 53 中区分 1 小区分 (1)

事業名		排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○特別区はすでに環境確保条例に基づく適正管理化学物質の使用量等の報告の受理や、適正管理化学物質取扱事業者に対する指導及び助言等を行っており、都に残っている届出経由事務等について区が担うことは可能である。 ○しかし、都は現在、化学物質の排出抑制に向け制度全体の見直しを行っており、当該事務についても、制度の全体像を踏まえた上で検討する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。
担当		環境局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック				
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック			
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由：都は現在、化学物質の排出抑制に向け制度全体の見直しを行っており、当該事務についても、制度の全体像を踏まえた上で検討する必要がある。		
	○			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 53 中区分 1 小区分 (1)

事業名	排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○特定化学物質の排出量等の届出の経由、結果の公表等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、事務処理特例により区に移譲されている環境確保条例に基づく化学物質の使用量等の報告の受理、事業者に対する指導等の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。
担当局	環境局		
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

大区分 53 中区分 1 小区分 (1)

事業名

排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務

担当

環境局

事務の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、化学物質の排出量等のデータについて、対象事業者から国への届出の経由事務を行う。また、国から提供される電子ファイル化されたデータについて、地域の特性を加味して、集計、公表する。

主な事務内容

・第一種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与(法第5条第3項)

・対応化学物質分類名による届出に係る事項の説明の要求(法第7条第5項)

・第一種指定化学物質等取扱事業者からの届出事項の集計及び公表(法第8条第5項)

・国が実施する調査に関する必要な資料の提供、意見の陳述(法第13条)

特別区における事務処理の状況

・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。

標記事務の移管・委託等に関する状況

無

その他

・北海道、岩手県、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び鹿児島県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。

(都における事務処理の状況)

都内における届出件数

届出年度	排出量等を把握した年度	届出件数
平成14年度	平成13年度	1,123
平成15年度	平成14年度	1,087
平成16年度	平成15年度	1,532
平成17年度	平成16年度	1,511
平成18年度	平成17年度	1,487
平成19年度	平成18年度	1,473

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

54 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務											
(1) 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務	温泉法に基づき、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設への立入検査及び質問に関する事務を行う。	区	△	○	○					○温泉の掘削工事場所等への立入検査等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性、専門性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都		○	○					○当該事務は、法第3条に基づく土地の掘削の許可や、法第15条に基づく温泉の利用の許可等の事務を行うにあたって、必要な限度において、立入検査等を行うものである。これらの事務は、密接に関連があり、事務の主体は同一であることが、事業効果や事業効率の観点から望ましい。 ○また、申請書に示されたとおり工事が行われているか、可燃性天然ガス安全対策が適切に実施されているか等の確認にあたっては、専門性と経験を有する人材の確保が必要である。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 54 中区分 1 小区分 (1)

事業名		掘削工事場所等への立入検査などに関する事務		＜ 考え方 ＞ ○当該事務は、法第3条に基づく土地の掘削の許可や、法第15条に基づく温泉の利用の許可等の事務を行うにあたって、必要な限度において、立入検査等を行うものである。これらの事務は、密接に関連があり、事務の主体は同一であることが、事業効果や事業効率の観点から望ましい。 ○また、申請書に示されたとおり工事が行われているか、可燃性天然ガス安全対策が適切に実施されているか等の確認にあたっては、専門性と経験を有する人材の確保が必要である。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。
担当		環境局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 都が現在行っている各種許可を適切に行うためには、都が立入検査を行う必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 水環境及び可燃性天然ガス等に関する専門的な知識を有する人材を確保する必要がある。		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 水環境及び可燃性天然ガス等に関する専門的な知識を有する人材を確保する必要がある。		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
業	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
評価	チェック	理由		
	○	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 54 中区分 1 小区分 (1)

事業名	掘削工事場所等への立入検査などに関する事務	
担当局	環境局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	△	温泉の掘削等に関する事務であり、広域的な対応が必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	発生件数に比して区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	可燃性天然ガスの安全対策、災害防止等、高度な専門性が求められる。
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

＜ 考え方 ＞
○温泉の掘削工事場所等への立入検査等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。区は、温泉利用施設に対する公衆衛生上必要な立入検査等を行っているが、温泉の掘削等に関する事務は、可燃性天然ガスの安全対策、災害防止等、高度な専門性が求められており、発生件数に比して区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。このため、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当であり、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

5

大区分 54 中区分 1 小区分 (1)

事業名

掘削工事場所等への立入検査などに関する事務

担当

環境局

事務内容

(事務の概要)

・温泉法(以下「法」という。)に基づき、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設への立入検査及び質問に関する事務を行う。

(主な事務内容)

・温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設への立入検査及び質問(法第35条第1項)

内 容

(特別区における事務処理の状況)

・法施行令第2条の規定に基づき、特別区は、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対するものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限り、標記事務を行っている。

(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無

(その他)

・神奈川県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務を移管している。

(都における事務処理の状況)

・「土地の掘削」の許可に係る立入検査
許可申請後、申請事項の確認と周辺地域の現況把握のための現場調査、また、許可後は、工事着手前に掘削地点や工事資材配置の確認、掘削工事中的可燃性ガス安全対策措置の確認、掘削深度の確認、工事完了に係る坑口封鎖や原状回復(工事資材の撤去等)の確認のための現場調査である。

・「増掘又は動力の装置」の許可に係る立入検査
許可申請後、申請事項の確認と周辺地域の現況把握のための現場調査を行うとともに、動力の設置工事に立会い、揚湯管及び設置する動力の吐出口断面積や動力設置深度などの確認、工事完了後の現場の現状回復(工事資材の撤去)や量水器、水位計等の設置確認を行う。
なお、増掘の許可に係る立入検査は、土地の掘削の許可の場合と同様である。

平成18年度の区部における立入検査の実績

数字：回数

根拠	土地の掘削の許可に係る立入検査					動力の装置の許可に係る立入検査		
	申請事項確認	掘削地点	ガス安全対策	深度確認	工事完了後	申請事項確認	動力装置	工事完了後
法第31条	12	7	4	7	7	13	13	13
計	37					39		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

55 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務											
(1) 鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、野生鳥獣の捕獲の許可等に関する事務を行う。	区	○							○鳥獣の捕獲の許可等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。都が広域的に対応しなければならないものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。	都・区
		都	○	○			○			○鳥獣の移動の広域性を考えると、鳥獣の保護や捕獲許可について権限が分散することは、事務の効果、効率性の面から適切ではない。 ○また、当該事務に密接に関連する都のカラス対策については、都が民間事業者に対し、都内全域若しくは特別区内といった広範囲の捕獲許可を与えることで、効果を上げてきた。 よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 55 中区分 1 小区分 (1)

事業名		鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務		< 考え方 > ○鳥獣の移動の広域性を考えると、鳥獣の保護や捕獲許可について権限が分散することは、事務の効果、効率性の面から適切ではない。 ○また、当該事務に密接に関連する都のカラス対策については、都が民間事業者に対し、都内全域若しくは特別区内といった広範囲の捕獲許可を与えることで、効果を上げてきた。 よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。
担当		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		○ 理由：行動範囲の広い野生鳥獣の対策は、広域的に処理する必要がある。	
	チェック			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
業	チェック			
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック			
評	○	理由：都は増えすぎたカラスから生じる様々な被害を防止するため、平成13年度末から都市部を中心としたカラス対策に取り組んでいる。東京の快適性の維持向上のためには、都が一体的かつ広域的に取り組んでいく必要がある。		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック			
		理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 55 中区分 1 小区分 (1)

事業名	鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務		< 考え方 > ○鳥獣の捕獲の許可等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。区の区域を越えて移動する野生鳥獣の捕獲許可など、広範囲に及ぶ対応が必要なものもあるが、都が広域的に対応しなければならぬものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。 ○都区間の連携・調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。
担当局	環境局		
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☒	区の区域を越えて移動する野生鳥獣の捕獲許可など、広範囲に及ぶ対応が必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	☐		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
☐			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
☐			
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		
☐			

総合評価		
☒ 都	☒ 区	☐ 保

検討対象事務の内容

大区分 55 中区分 1 小区分 (1)

事業名	鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務	
担当	環境局	
事務内容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という)に基づき、野生鳥獣の捕獲の許可等に関する事務を行う。	- 平成19年度鳥獣の捕獲等及び卵の採取等の許可等 有害鳥獣捕獲201件、学術鳥獣捕獲19件 - 許可に係る措置命令、許可の取り消し 0件 - 鳥獣の捕獲許可を受けた者等からの報告徴収、立入検査 0件
	(主な事務内容)	
	- 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可、許可の有効期間の設定、条件の付与(法第9条第1項、第4項、第5項) - 許可に係る措置命令、許可の取消(法第10条) - 鳥獣の飼養の登録(法第19条第1項) - 登録を受けた者に対する措置命令、登録の取消(法第22条) - 販売禁止鳥獣等の販売の許可、許可の有効期間の設定、条件の付与、許可に係る措置命令、許可の取消(法第24条第1項、第3項、第4項、第9項、第10項) - 鳥獣の捕獲の許可を受けた者等からの報告徴収、立入検査(法第75条第1項、第3項)	- 鳥獣の飼養登録 167件 - 登録を受けたものに対する措置命令等 0件 - 販売禁止鳥獣等の販売許可等 0件
	(特別区における事務処理の状況)	
	標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
内容	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
	(その他)	
	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県では、事務処理特例条例により、指定都市等に標記事務を移管している(事務の一部移管を含む)。	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

70 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務											
(1) 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務	浄化槽法に基づき、浄化槽設置工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認める場合において、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をする。	区	△	○						○浄化槽工事業者に対して必要な指示を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○浄化槽法第21条に基づく登録は、浄化槽工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない（5年ごとの更新）。このため、都が工事業者に対する指示を行うことが望ましい。 ○浄化槽法第33条により、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けているものであって、知事に届出をしたものは、浄化槽法第21条の登録を受けた浄化槽工事業者とみなされ、浄化槽工事ができることになっている。しかし、この場合、浄化槽法に基づく指示の規定は適用除外となっており、指示を出せないことから、業者に対しては、建設業法に基づく指導という形で対応する必要がある。このように浄化槽法に基づく指示と建設業法に基づく指導は密接に関連しており、これらの業務を都が一体的に処理する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 70 中区分 1 小区分 (1)

事業名		浄化槽工事業者に対する指示に関する事務		< 考え方 > ○浄化槽法第21条に基づく登録は、浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない（5年ごとの更新）。このため、都が工事業者に対する指示を行うことが望ましい。 ○浄化槽法第33条により、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けているものであって、知事に届出をしたものは、浄化槽法第21条の登録を受けた浄化槽工事業者とみなされ、浄化槽工事ができることになっている。しかし、この場合、浄化槽法に基づく指示の規定は適用除外となっており、指示を出せないことから、業者に対しては、建設業法に基づく指導という形で対応する必要がある。このように浄化槽法に基づく指示と建設業法に基づく指導は密接に関連しており、これらの業務を都が一体的に処理する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 浄化槽法に基づく指示と建設業法に基づく指導は密接に関連しており、建設業法に基づく指導は都道府県知事が行うことになっていることから、両者の整合を図るため、都が一体的に処理する必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 処理実績がなく、発生頻度を勘案すると各区で処理する案件が見込めないなど、各区に事務を移管するメリットがないと考える。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
価				
	チェック			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 70 中区分 1 小区分 (1)

事業名	浄化槽工事業者に対する指示に関する事務	
担当局	都市整備局	
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
		今後、区部において浄化槽の需要の増は見込めず、多摩地域も含め一元的、広域的に処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
		改めて区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率である。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >

○浄化槽工事業者に対して必要な指示を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。今後、区部において浄化槽の需要の増は見込めず、改めて区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。このため、都が多摩地域も含め一元的、広域的に処理することが適当であり、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
	区	保

検討対象事務の内容

⑤

大区分 70 中区分 1 小区分 (1)

事業名	浄化槽工事業者に対する指示に関する事務	(都における事務処理の状況) ・浄化槽法第32条第1項に基づく指示の実績 0件 ・浄化槽法第21条に基づく登録業者数 8 社(者) ※平成20年4月1日現在
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 浄化槽法(以下「法」という。)に基づき、浄化槽設置工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認める場合において、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をする。	
	(主な事務内容) ・浄化槽工事業者に対する必要な指示(法第32条第1項)	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
容	(その他) 宮城県においては、事務処理特例条例により、指定都市等へ標記事務を移管している。	